

本募集要項は現在の市の考え方をまとめ、サウンディング調査用に作成したものです。そのため、サウンディング調査を踏まえ、実際の募集時に内容が異なる可能性があります。
なお、変更が生じた場合でも公募前の事前周知はせず、かつ、個別のお問い合わせには一切お答えできません。募集時に設定する質問受付期間中にお問い合わせください。

国立市公立小中学校保守点検等包括管理業務委託募集要項(草案)
(事業者提案制度併用型包括管理業務委託)

2021(令和3)年2月

1. 目的

国立市(以下「本市」という。)では、保有・管理する公共施設を安全な状況で利用していただくため、技術的見地と行政経営の両面を持ち合わせた公共施設マネジメントを推進しています。

本事業は、公共施設マネジメント推進の一環として、特に安心・安全な施設の管理運営が求められる小中学校施設の保守点検、法定点検、清掃等(以下「保守点検等」という。)の複数業務を包括的に業務委託するものです。民間のノウハウを活用した学校環境の向上を図るとともに、市職員の事務量削減効果による施設保全業務への注力を増大させ、児童・生徒を始めとする施設利用者の安全確保と、指定避難所としての施設機能確保につなげるため実施するものです。

また、緊急時の迅速な対応など、保守点検等の品質向上や地域経済の活性化にも寄与することから、市内事業者との連携機会創出を図ることも重要な目的としています。

2. プロポーザルに付する事項

2-1. 業務名称

国立市立小中学校保守点検等包括管理業務委託(以下「包括管理業務」という。)

2-2. 業務内容

優先交渉権者は「国立市立小中学校保守点検等包括管理業務委託(仕様書イメージ)」(現行仕様書を基に募集時に公開します。)及び、「【参考】現行委託業務仕様書」(資料 No.3)を参考にした提案書を原則に、本市と協議を行い、契約後、事業者として業務を実施することとし、本市はその業務に対する報酬を事業者を支払います。

なお、法令等により業務内容の加除が生じる場合は、市との協議により条件を決定し、対応に努めることとします。

2-3. 履行場所

国立市立小中学校(11校)

2-4. 履行期間(予定)

2022(令和4)年4月1日から(終期検討中)

2-5. 業務委託費(予定予算額)

45,389,000円(令和2年度予算額)

※上記は単年度予算額です。募集に際しては、上記金額を基準に、年度ごとの業務量や東京都最低賃金額、建築保全業務労務単価(国土交通省)の変動を参考に決定していきます。

※業務の加除など大幅な増減が生じる場合は、市との協議により決定することとします。

3. 応募条件

3-1. 応募者

- (1) 応募者は、本事業を遂行する能力を有する企業及びグループ(複数企業の共同)とします。
- (2) グループにより応募する場合は、代表企業を1社選定してください。
- (3) グループによる応募の場合、プレゼンテーション時に全ての企業が出席することとします。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、代表企業以外の出席者はオンライン出席でも構いません。市では大型モニターは準備しますが、オンラインに必要な通信環境、アプリ、PC・タブレット等は応募者でご準備ください。
- (4) グループによる応募の場合、応募表明時にグループ全ての構成員を明らかにし、各々の役割を明確に示してください。
- (5) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る手続き及び契約に係る諸手続きを行うこととします。

3-2. 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。

なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を全て満たすこととします。

- (1) 応募者は、「6-2. 参加意思表明書の提出」、及び「7. 企画提案書」に示す提出書類により、本募集要項及び別紙事業スキーム(案)の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は、本市との協議及び調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。
- (3) 応募者は、本事業の遂行に必要な資格を有する者で構成、又は関連会社・協力会社を含めて必要な資格等を網羅し、一連の業務を確実に遂行できる者であること。
- (4) 応募者は、社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)に加入していること。

3-3. 応募者の制限

本募集要項公表の日から企画提案書提出日までの間において、次の要件を全て満たす者としてします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を全て満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 民事再生法(昭和11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立及び、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人またはこれらに準じる者でなく、かつ、国立市契約における暴力団等排除措置要綱(平成26年2月21日訓令第12号)第3条第1号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過している者、及び本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出していない者であること。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- (9) 事業所及びその代表者が直近1年間の所得税、法人税、市町村民税を滞納していないこと。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (11) 商法(明治32年法律第48号)の規定による会社の整理の開始を命じられていないこと。

3-4. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルに関する一切の費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとしますが、応募書類の返却は致しません。

ただし、応募者が市と本事業に係る契約を締結し、受注者となった場合は、その著作権は市に帰属するものとします。

なお、提案募集以外での目的で応募書類を使用し、または情報を漏らすことはありません。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る目的以外で使用してはなりません。また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(5) 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者のグループ構成員は、他の応募者のグループ構成員となることはできません。ただし、直接、保守点検等の業務を行う事業者についてはこの限りではありません。

取扱いの判断が難しい場合は必ず応募前に「14. 事務局」に相談してください。

(6) 提案数の制限

1 応募者、1 提案のみとします。

(7) 市内事業者との連携及び国立市の地域経済への寄与

本事業において対象とする保守点検等業務の協力事業者選定に際しては、市内事業者との連携を優先的に図るとともに、現行水準と同等以上の条件を原則として協議してください。協力事業者選定に関する詳細な条件については、優先交渉権者との協議において決定します。

なお、市内事業者との協議が終了した場合は市に報告し、その結果報告について承諾を得ることとします。

また、事業者提案制度においても市内事業者と連携を図れるものか検討を行い、本市の経済発展にも寄与できる提案としてください。

(8) 事業期間中の工事等の実施

小中学校施設においては本事業期間中に建替え及び各種工事等が予定されています。現在予定されている事業については資料 No.5を参照のうえ、詳細は対象事業の実施計画等進捗状況に合わせて行うこととし、事業者は協議の申し出に應對し、協力するものとします。

(9) 他の施設における包括管理について

本市において包括管理事業の範囲を小中学校としており、他の施設に広げることは考えておりません。応募

者より他施設の保守点検を包括管理事業に包含する提案があった場合でも、採用することは出来ません。

(10) グループ構成員の変更

応募後のグループ構成員の変更は市と協議のうえ、承諾を得た場合のみ可能とします。

(11) 提出書類の変更禁止

応募後の提出書類の変更は禁止とします。ただし、採点に影響があるような著しく不明瞭な表示や脱漏であり、市が認めるときは、この限りではありません。

(12) 提出書類の虚偽

応募に際して提出された書類の内容に虚偽があると認められた場合、失格とします。

4. 任意実施事業「事業者提案事業」（以下「事業者提案事業」という）

4-1. 事業主旨

市では発注予定の施設及び業務数とともに、現在の管理体制を鑑み「2-5. 業務委託費」で示す金額により業務遂行可能と判断しています。しかしながら、包括管理業務に加え、市の公共施設において施設の魅力や効率性、サービスの向上につながる事業を展開し、それによる財源の創出によって更なるサービスの向上が図れるという事業者の方のノウハウ、アイデアのご提案を募るものです。

この提案は、包括管理業務に関する提案とは別の任意のものであり、必ずしも提案を求めるものではありません。また、本提案が包括管理業務受注の条件となる場合には、必ずその旨を明示してください。

4-2. 提案

市、市民（以下「市等」という。）のいずれかに有益となる提案について協議を行うこととし、本市は協議成立に至った事業提案者と随意契約の方法により包括管理業務とは別に契約書、協定を取り交わします。

4-3. 履行場所

国立市内の公共施設（事業者が提案により指定し、協議成立した場所）

4-4. 履行期間

事業者が提案し、協議成立した期間（協議により決定するもの）とします。

4-5. 提案数

提案数に上限はありません。

5. 募集及び事業開始までのスケジュール（予定）

本事業は次の日程で行います。特記を除き、すべて2021（令和3）年の日付とします。

募集要項の公表（本要領）	6月下旬
募集要項に関する質問の受付	6月下旬～7月上旬
質問に対する回答	順次回答
参加意思表明書の受付	7月中旬
企画提案書の受付	7月下旬
プロポーザル審査	8月中旬
結果通知	9月上旬
詳細協議	10月～2022（令和4）年3月

業務開始	2022(令和4)年 4月
------	---------------

6. 募集の手続

6-1. 募集要項に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、会社名(グループの場合は代表企業)、担当者名、電話番号を明らかにしたうえで、指定の様式により事務局に電子メール、郵送、又は持参により提出してください。電子メール又は郵送の場合、事務局に到着した日の翌営業日中に記載の担当者様宛にご連絡します。連絡が無い場合は、事務局までお問い合わせください。

なお、電話及び口頭による質問は受付られません。

(2) 質問受付期間は「5. 募集及び事業開始までのスケジュール」のとおりですが、郵送の場合に限り、当日着有効とします。

持参される場合、最終日を除く期間中の平日、8時30分から17時の間に事務局窓口までお越しください。

(3) 受けました質問に対しては、令和3年●月●日●時までに本市ホームページで質問内容と合わせて順次公表します。その際、質問者の情報は一切公表しません。

なお、上記期間中に回答が難しいと判断した場合、質問者に対して回答の遅延を通知したうえで、期間を過ぎて回答する場合があります。

全ての質問に回答した時点で、その事実が判断できるように公表します。

(4) 回答内容は本募集要項及び参考仕様に追補するものとします。

6-2. 参加意思表明書の提出

本事業への参加を希望する場合は、令和3年●月●日(●)～●月●日(●)の正午までに、下記関係書類を添付して指定様式による参加意思表明を電子メール、郵送、又は持参により事務局まで提出してください。

(関係書類)

- ア 印鑑証明書(提出日の前3か月以内に発行されたもの)
- イ 商業登記簿謄本(提出日の前3か月以内に発行されたもの)
- ウ 納税証明書
- エ 財務諸表(直近3か年分、写し可)

7. 企画提案書

7-1. 提出

(1) 企画提案書は事務局へ持参にて提出してください。なお、提出にあたっては、可能な限り前日までに連絡のうえ、来庁日時をご相談ください。

(2) 持参が困難な場合は郵送でも可能としますが、事前に事務局に連絡したうえで発送手続きを行ってください。ただし、郵送の場合でも提出期限の変更は認めず、過ぎて到着したものは「10. 失格事由」アに該当するものとし、審査対象外とします。

(3) 企画提案書に綴る様式は以下のとおりとします。

	書類内容	対象様式
①	提案者の会社概要	1-1

②	本業務(保守点検等)に類似する実績一覧(官民不問)	1-2
③	業務の実施体制	1-3
④	業務のフロー及びスケジュール	1-4
⑤	積算内訳書	2
⑥	市内事業者との連携方法	3
⑦	参考仕様及びその他業務に対する提案	4
⑧	事業者提案事業の内容(書式、枚数自由)	-(任意)
⑨	その他、応募者が必要とする書類	-(任意)

(4) 全ての書類において、応募者が特定されないよう配慮してください。

(5) 提出サイズはA4サイズとし、A3用紙を添付の場合はZ折りとしてください。

(6) 提出部数は正本1部、副本9部とし、A4縦長ファイルに綴じたうえで、表紙に「国立市立小中学校保守点検等包括管理業務委託(企画提案書)」と明示してください。

正本のみ、その下に応募者名を明示してください。

7-2. 企画提案書の変更

(1) 企画提案書の変更は受付期間中に限り可能とします。差し替え作業の場合は、市役所にて行うこととし、全部交換の場合は、新たに提出する企画提案書との交換とします。

差し替え作業により生じた不要な書類は、市では廃棄処分できませんので、各自持ち帰ってください。

7-3. 企画提案書の取扱い

(1) 提出された企画提案書については、再提出の場合を除き返却いたしません。

(2) 応募者に無断で、企画提案書の内容を第三者へ公開しません。

(3) 本プロポーザル以外の用に使用しません。

7-4. その他

(1) 企画提案書の作成及び応募のため、本市から提供のあった資料に関しては、企画提案書の作成及び応募の検討以外の目的で使用してはなりません。また、知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

8. プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションは以下のとおり実施します。

(1) 実施日時、会場は後日個別に通知します。

(2) 出席者は4名までとしますが、グループ構成員の関係により4名を超える場合は予め事務局にご相談ください。事前相談が無い場合は、審査会場外で待機していただきます。

(3) 企画提案書に基づき、1者45分以内(提案説明30分以内、質疑応答15分)とします。

(4) プロジェクター及びスクリーンを会場に設置した状態としますので、その他、必要な備品は応募者で用意のうえ、開始時間までに設定を行ってください。

プロジェクターの適応端子等に関する詳細な情報は、実施日時等と併せて通知します。

(5) プレゼンテーション当日に連絡なく欠席または開始時間を15分以上遅延した場合は辞退とみなします。

ただし、公共交通機関の遅れが原因で、連絡が出来ない状況によりやむを得ず遅延となった場合で、その事実が確認された場合に限り、審査会の決定により再度日時を設定するものとします。

(6) 上記に該当しない事項については、すべて審査会の決定によるものとします。

9. 審査及び審査結果の通知

9-1. 審査

- (1) 審査委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に審査します。
- (2) 包括管理業務について、性能・価格等の総合的な評価により最も評価点の高い第一優先交渉権者を選定します。
- (3) 応募者が1者のみの場合も審査は実施し、包括管理業務について基準を満たしている場合は優先交渉権者として選定します。
- (4) 応募者が複数者の場合は獲得評価点が次点の者を第二優先交渉権者として選定します。
- (5) 包括管理業務の受注可否が事業者提案事業の実施可否に影響する応募者について、応募の時点で「4-1. 事業主旨」に記載の明示がされず、受付期間以降にその事実を申出または発覚した場合は「10. 欠格事由」に該当するものとします。
なお、受付期間中に申出の場合は「7-2. 企画提案書の変更」に該当するものとして取り扱います。
- (6) 第一優先交渉権者となるべき評価点が同点の者が2者以上の場合は、包括管理業務の審査のうち、保守点検業務に関する評価が最も高い者を第一優先交渉権者とします。その評価点も同点の場合は、評価点の上位4項目を総合的に判断し、決定します。
- (7) 包括管理業務の評価点が基準に満たない場合は、事業者提案事業の評価に関わらず本事業においては失格とします。
- (8) 第一優先交渉権者とならなかった応募者についても、事業者提案事業の評価が市、市民及び市職員のいずれかに有益である提案と判断した場合は、事業者提案事業に限って協議対象と決定します。
ただし、本項(6)に該当しないことを条件とします。

9-2. 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は文書にて通知するものとします。
- (2) 審査結果に対する異議申し立てはできません。
- (3) 審査結果は市ホームページで公表します。その際は、上位2者までは社名及び点数を公表し、第3位以下の応募者については点数のみ公表します。
- (4) 事業者提案事業の結果は、提案ごとに協議が終了し契約等が締結された提案のみ、市ホームページで公表します。協議が整わなかった場合は、知的財産保護として公表しません。
- (5) 審査結果、内容に関する問い合わせには一切お答えできません。

10. 失格事由

以下のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 期限までに必要書類が提出されない場合

イ 提出書類、プレゼンテーションの内容に虚偽があると確認された場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要項に違反すると認められる場合

オ その他、本審査に関し不誠実と審査会が認めた場合

11. 契約

11-1. 協議と契約の締結

- (1) 審査の結果、第一優先交渉権者に選定された応募者と提出された企画提案書及び、プレゼンテーションの内容を基本に協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結します。
- (2) 協議が整わない場合、または協議の中で「10. 欠格事由」に該当すると判断された場合は協議を中止し、第二優先交渉権者と協議を行います。
- (3) 上記(2)により協議中止となった場合、事業者提案事業に関する協議についても終了とします。
- (4) 事業者提案事業の協議対象提案については、包括管理事業の協議とは別に、提案書に基づき協議を行い、協議が整った場合に協定・契約を締結します。契約形態については、各提案の内容に準じます。

11-2. 契約条項等

- (1) 契約に関する条項等は国立市が定める各契約書類に記載のほか、国立市契約事務規則(昭和39年規則第19号)、国立市契約事務の補助執行等に関する規則(昭和44年規則第6号)、及び国立市会計事務規則(昭和39年規則第15号)の定めるところによります。

12. 法令順守等

12-1. プロポーザルの公正確保

- (1) 応募者はプロポーザル参加に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、自らの意思による企画提案書等を作成、提出してください。
- (3) 応募者は、市の結果公表がされるまで他の応募者を詮索し、情報の開示を行ってはなりません。
- (4) 応募者が単独、若しくは複数で意図的に不適切な行動、又は協議を行った場合、公正なプロポーザルの執行ができないと判断し、その行動等を行った応募者の参加を認めず、又はプロポーザルの延期、若しくはプロポーザル中止とします。

12-2. 関係法令の順守

- (1) 応募者は「12-1. (1)」のほか、各法令を順守し本プロポーザルに参加してください。

13. その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨の単位は円とします。
- (2) 第一優先交渉権者との協議が成立し、契約締結を行った後でも「10. 欠格事由」に該当すると認められた場合、契約解除を前提とし、第二優先交渉権者となった者と事業継続及び契約に向けた協議を行います。
- (3) 上記(2)が要因で必要となった費用の一切を、要因となった受注者が負担するものとします。

14. 事務局

国立市役所 政策経営部 政策経営課 資産活用担当 / 担当:小宮 <<市役所2階32番窓口>>

(所在地) 〒186-8501 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1

(電話) 042-576-2111(内線327)

(メール) shisankatuyou@city.kunitachi.lg.jp